

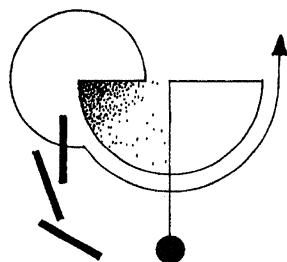
時事問題に学ぶ

PART. 2

原発事故

「起こり得ない事故」が もたらす熱い議論

首藤重幸 福井大学教授



【美浜原発・緊急冷却装置が作動 細管破裂か】

一九九一年二月九日午後一時四〇分頃、福井県三方郡美浜町の関西電力美浜原発二号機（加圧水型軽水炉、出力五〇万キロワット）で、放射能に汚染した一次冷却水が発電タービンを回す二次冷却水系に流れ出した。原子炉が自動停止したうえ、原子炉の空だきを防ぐ緊急炉心冷却装置（ECCS）が作動した。原因是蒸気発生器の細管が損傷したためとみられ、二次側に流失した一次冷却水は二〇トン程度と福井県はみている。今のところ、原発周辺の環境放射能モニターは異常を感じていない。事故でECCSが作動した

のは国内で初めてで、国内最大の事故といえる。大量の冷却水漏れに至らない蒸気発生器の細管の損傷は日本のみならず世界中で続発しており、蒸気発生器は加圧水型原発の「アキレスケーン」とされてきた。しかし、美浜二号炉は二〇年近く運転してきた国内でも最も古いものの一つであるが、栓をした細管の率（施栓率）は比較的低く、まずまずの運転成績をあげていただけに、今回の事故に対する関係者のショックも大きい。

〔一九九一年二月一〇日朝日新聞〕

起こり得ないギロチン破断

さて、実際の事故に対する緊急炉心冷却装置（ECCS）の国内初めての作動ということで、今回の事故は単に細管にピンホールやひび割れが発生したというようなものではなく、細管破断が発生している可能性があるとの指摘が事故直後から多数なされていた。

事実、美浜二号炉の事故から六日目の

二月一五日になって、通産省と関西電力から今回の事故について衝撃的な事実が発表される。蒸気発生器内の破損した細管内をファイバースコープで調べたところ、細管が輪切りになつて二つに分離する「破断」（ギロチン破断）がおこつて、

このギロチン破断報道のあと一年以上たつた今日まで、背後に美浜原発事故の存在があると考えられる事象を含めると、新聞に美浜原発二号炉事故に関する記事のない日のほうが多いくらい、この事故に関連した情報が社会に流れ続けている。事故の深刻さからして当然のことであるといえよう。

昨年一九九一年の一月二十五日に通産省が発表した、美浜原発事故原因を蒸気発生器の細管の振れ止め金具の取り付けミスとする事故最終報告書への疑問や、同年一〇月九日に裁判所に提訴された美浜原発二号炉と同じ型の関西電力高浜原発二号機の運転差止訴訟の審理が迅速に進行していること、さらに本年一九九二年三月九日に原子力安全委員会から発表

して「我が国では起こり得ない」と主張し続けてきた事故だけに、ECCSの作動となるで、細管破断という事実は原発推進側にとつても衝撃的なものであつたと思われる。もちろん、中央制御室で二号炉の制御に当たっていた職員には、だれ一人として「起こり得ない」細管破断が目の前で発生していると考える者はいなかつたであろう。

終わりなき美浜原発二号炉事故

された美浜原発二号炉事故に対する最終報告が、従来の同委員会の体質からは考えられないような積極的な内容を提言していることなどを考えあわせると、今後の原発事故をめぐる議論は、さらに熱い形で展開・報道されることになりそうだ。美浜原発二号炉事故は、まだまだ終わらそうにない。

原発への法社会学的アプローチ

さて、以下では原発もしくは原発事故が有する法的問題の諸側面に、区別は厳密ではないが、いちおう法学領域別といふことで接近してみよう。

まず、誤解をまねく表現かもしれないが、原発問題の尽きない魅力は、原発が人を変え、住民を変え、地域を変え、自治体を変えてゆく、その変化の追跡と結果としての現状分析にあるのではないだろうか。この作業は、あえて法学領域別でいえば、法社会学において検討される。

本年一九九二年二月、福井県警が暴力団追放県民会議の設立基金につき原発三社に約八〇〇〇万円の寄付要請、福井県が原発三社に地方活性化事業の事業費の約半分の五〇〇〇万円の寄付要請など、原発三社への寄付依頼の事実が続けざま

に報道されるところとなつた。すこし前には、県無線漁業協同組合の原発三社への寄付依頼が問題とされている。公的団体や自治体（現在建設中の美浜町の庁舎も建設費につき多額の寄付を関西電力から受けている）の原発企業への寄付依頼は多数存在するが、特に前記の三つが注目されたのは、美浜事故による安全論議のたかまりを利用した過大な寄付要請であり、こんなことで県や県警、漁協は原発企業に対してきちんとした態度がとれるのかという点が問題になるからである。

世界的な原発集中立地地域である福井県南部に、こんな話がある。小学校のクラブ会で学芸会の準備にかかる費用が問題になつたとき、子どもたちのなかから「原発からもらえばよい」との声がでたというのである。

以上のような自治体や子どもを含めた住民等による寄付依頼行動の恒常化は、外形的には自治体等による原発企業の支配に見えて、内実は逆である。さらに、

原発への行政法的アプローチ

以下の議論との関係で、二つの点について必要な範囲での簡単な説明をしておきたい。一つは加圧水型軽水炉の構造である。

加圧水型軽水炉では、原子炉圧力容器により一五七気圧に加圧されているので沸騰しない）に熱せられた水（一次冷却材）が、長さ二〇メートル、直徑約二・二センチ、肉厚約一・三ミリの細管約三〇〇〇本からなる蒸気発生器の細管（原発さえあればよいということから）逆に阻害してゆく。原発誘致の中心

る都市から原発立地地点（多くが観光地と重複）までの道路整備にメリットを見出した観光業者がいるが、原発事故による営業への直撃を考えれば、その基盤は極めてもら。

これ以上、具体的な事項には立ちいらぬが、原発立地が人や地域をどのように変化させ、そのことが原発事故への住民・自治体の対応にいかなる影響を与えるかの問題に、地域開発の法社会学的分析手法なども利用しながら取り組むならば、かなり興味ある原発・原発事故の法的問題を発見しうるにちがいない。

古い加圧水型軽水炉の蒸気発生器は、外国の技術をもとに三菱重工で製造されたものである。これに対して第二世代原発とよばれる製造年代の比較的あたらしい加圧水型軽水炉の蒸気発生器は、続発したトラブルに対応すべく三菱重工で改良された技術で製造されたものである。蒸気発生器のトラブルは、第一世代原発のみで発生しているものであり、美浜原発二号炉も、そして運転の差止訴訟が提起されている高浜原発二号炉も第一世代原発に属している。

●原発行政

さて、原発建設計画の段階から実際の原発施設の設計と建設、そして運転、定期検査や修理、原子炉の使用廃止、使用済み核燃料の再処理や最終処理に至るまでの各段階において、原発の安全性確保のために行政庁はさまざまな形態で関与

(規制・監督・援助)をおこなう。この関与をなす官庁の中心が、原発推進官庁たる通産省である。これまでの原発における法的諸問題の多くは、この行政庁の

関与権限の行使内容を問題にする形で議論されてきた。原発の安全性に疑問を提起しようとする場合、原発の運転には、すべての段階に安全性確保のための行政の許認可がついてまわることから、そ

の許認可のために行政庁が定めた安全基準を問題にすること、その疑問提起の目的を達成することができる。たとえば、安全な運転は不可能として原発建設に反対して裁判により建設中止を実現させようとする場合、建設主体である電力会社に対して直接に建設・運転の差止めを求める方法もあるが、多くが行政庁のおこなった原子炉設置許可の取消を求める形での裁判を選択してきたのである。このように、従来の原発問題の検討は、主として行政法の領域でおこなわれてきた。

●「起こり得ない事故」の論理

美浜原発二号炉のような加圧水型軽水炉原発が建設・運転されている場合、当然、この炉に対する行政庁の安全審査をパスしている。周辺住民が加圧水型軽水炉の危険性を指摘して、行政庁の原子炉

設置許可の取消を求めた裁判においては、加圧水型軽水炉のアキレスけんたる蒸気発生器の細管破断の可能性も主張されてきている。これに対しては電力会社のみならず安全審査行政庁も、破断事故は起こり得ないと主張し続けてきた。たとえば伊方原発訴訟において被告の行政庁は、次のように述べていた。

「定期的に実施される精密な検査によつてその健全性が確認されるとともに、仮に細管に漏洩が生じたとしても直ちに検知され、所要の措置が講じられるので、細管破断は起こり得ない。」(判例時報八九一号二四四頁)

そして、松山地裁昭和五三年四月二十五日判決(判例時報八九一号三八頁)も、この被告の主張を認めている。しかし、起こり得ないはずの蒸気発生器の細管破断事故が発生したのである。伊方原発訴訟のさいの行政庁の論理からは、事故の半年前に定期検査がおこなわれ、そのとき細管には破断にいたるような兆候は発見されておらず(粘りがあつて強い合金でできている細管が短時間で破断するのではない)、しかも事故の直前まで一次冷却材の漏洩は検知されていない美浜原発二号炉事故を説明することはできな

屈いていなかつたことを主原因とした、通常の論理が適用できない美浜原発二号炉特有の事故とされている。そして、この二号炉特有の事故という結論は、ゆえに他の第一世代原発の細管の安全審査や安全審査基準に手を付ける必要はないとの重要なもう一つの結論を導きだすのである(振れ止め金具原因説を疑問とする立場からは、この最後の結論が事故調査の絶対的出発点、もしくは必ず到達しなければならない結論とされていたのではないかとの批判がなされる)。

●原子力安全委員会

つぎに、原発の安全性確保の徹底をはかるために原発推進官庁たる所轄行政庁のみに安全審査をまかせず、原発推進官庁とは異なる第三者的立場にたつ原子力安全委員会によってダブル・チェックという形で安全審査が繰り返される。しかし、この安全委員会は独自の調査・研究

スタッフを有しておらず、通産省等の安全審査に実質的影響を与えるようなど

足できない場合には廃炉にさせる)。原発推進側にはタブーに近い問題とされていた、このような制度の検討の示唆が報告書中に読み取れることは、これまでにない安全委員会の積極的姿勢を感じる。

●避難計画・避難訓練

事故直後、今回の美浜原発二号炉事故が夏場に発生していたらパニックが発生したかもしれないとの感想が地元住民から出されていた。このことは、たとえば夏に美浜を訪ねることができれば即座に理解できよう。

美浜原発の見学に行けば、関西方面か

的には通産省の結論の追認になっている側面が強い。しかし、最終報告書のなかには、これまでにない積極的部分も見られる。

現在の原発に要求される安全審査基準によれば、第一世代原発は建設が許可されないのであろうとのことは多くの専門家が指摘するところである。そこで、原発の運転に期限を付けて、定期的に新しい安全審査基準による見直しを要求する

とすれば、これは原発の安全性確保という観点からは極めて望ましいものである(そして、新しい安全審査基準から大きく外れる原発には運転を中止させ、部分的な設計変更をしても基準の多数を充

ら車でやつてきた多数の人々が美浜原発

のすぐ近くで海水浴を楽しんでいるのを見

見することになるだろう。そのとき、

美浜原発事故が発生して、事故の事実が

即座に公表・通報されてラジオ・テレビ・広報車等を通じて家族連れの海水浴客に伝えられたような場合、人々はいかなる行動をとるだろうか。さらに、夏場には通常の日でも海水浴客による大交通渋滞が毎日のように発生していることを考えれば、避難をしようと考えても身動き

が不可能である。

そこで、そもそも夏場の原発事故のさ

いの避難計画はどのように策定されているのかということが気になってくる。しかし、実用に耐えうる避難計画など存在しないのであり、国と自治体の間で避難計画の策定や避難訓練実施の責任の押し付けあいのみが延々と続けられているのである。

これ以上は言及しないが、事故通報の

遅れがもたらす諸問題も、通常は行政法領域での検討対象となるものであろうし、迅速な通報についての安全協定が存在しているながら通報がなかつたという場合の責任については、この安全協定を紳士協定とみるか公法契約とみるかで差異が発生するものであろうかという問題なども行政法的アプローチのなかに登場し

てくるものであろう。

原発への刑法的アプローチ

原発における事故については、その記録と所管行政府への報告が、さらに施設等の修理については使用前の検査が、それぞれ法的に要求されている場合がある。これに違反した場合には罰金が科せられる。今回の美浜原発事故の関連で

も、多数の項目についてこのような義務が発生したものと考えられる。

美浜原発事故の事例ではないが、ある

原発関連施設の修理のための溶接について、職員が過失で検査をうける必要がないものと考え、法の要求する検査を受けずに使用を再開したという場合、行政刑罰（行政法上の義務違反に対して刑法に定めのある刑罰を科すもの）の対象となしうるかという問題が発生したことがある。

これ以上は言及しないが、事故通報の

かつて行政刑罰の法的検討は主として行政法学においてなされてきたが、近時は刑法学の重要な研究対象になつていい。第二は、原発事故の原因や対策をめぐる研究はさまざまな研究者や団体でなされてよいものであり、その研究成果を比較検討しながら真の事故メカニズムが固められるべきである。しかし、通産省が

力）。原発に関連する行政刑罰規定に過失犯も罰する旨の規定は、まず存在しないと思われるが、前記のような刑法学的考え方が原発の事故や修理に対し報告や

使用前検査を要求する法の趣旨に適合しているかなどの問題が浮かびあがってこよう。もちろん、原発事故等に関連して、刑法規定の適用が直接問題になる場合もある。

その他他の法領域的アプローチ

が、美浜原発事故のデーターを出させる

という機能を有することにも注目してお

く必要があろう。

最後に原発裁判について三つのことについておきたい（あえて分類すれば訴訟的アプローチ）。

第一は、原発裁判はガリレオ裁判かといふことである。巨大科学技術の頂点にある原発をめぐる裁判において、裁判官が科学技術の内容に踏み込み違法・適法の判断をなすことは、裁判により科学技

術の発展を阻止する場合が発生しないか

と問い合わせ、原発問題への裁判的介入の自製を説く学説がある。

第二は、原発事故の原因や対策をめぐる研究はさまざまな研究者や団体でなされてよいものであり、その研究成果を比較検討しながら真の事故メカニズムが固められるべきである。しかし、通産省が

故データーの外部への公表が止まつてしまつた。原発をめぐる社会的議論は、電力会社や通産省が情報やデーターを出さ

ないことによって、いつも壁に当たることになっている。このような状況のなかで、原発裁判は裁判という手法を使って原発情報・データーを出させる手段としても機能してきた。高浜原発二号炉の運転差止訴訟は、蒸気発生器交換まで運転をさせないというのが第一目標である

が、美浜原発事故のデーターを出させる

という機能を有することにも注目してお

く必要があろう。

第三に、原発裁判は民事訴訟と行政訴訟で、審理対象の範囲に差異がある。周辺住民からすれば、それぞれにメリットとデメリットがあるが、最近、この二つの訴訟を同時に提起した「もんじゅ訴訟」が登場しており、訴訟法的に極めて興味ある論点を含んでいる。

（参考文献）

- ・田中三彦「高まる原発大災害の足音」
（『世界』一九九一年八月号）
- ・桜井淳『美浜原発事故』（日刊工業新聞社）
- ・特集／原子力発電をめぐる諸問題」（『自由と正義』一九九一年九月号）
- ・特集／脱原発時代の法律学』（『法学セミナー』一九八九年九月号）
- （すどう・しげゆき）